

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県告示第684号）の一部を次のように改正する。

平成21年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる
事務の種類	開示する内容	期間	場所	事務の種類	開示する内容	期間	場所
[略]				[略]			
歯科技工士試験	[略]			歯科技工士国家試験	[略]		
[略]				[略]			
製菓衛生師試験	[略]			製菓衛生師試験	[略]		
薬種商販売業認定試験	科目別得点	〃	〃				
薬種商販売業承継者試験	〃	〃	〃				
毒物劇物取扱者試験	〃	[略]		毒物劇物取扱者試験	科目別得点	[略]	
[略]				[略]			
一般主任計量者試験	[略]		岩手県計量センター	一般主任計量者試験	[略]		行政情報センター
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。